

ニセコ積丹小樽海岸国定公園
公園区域及び公園計画変更書
〔第3次点検〕

(環境省案)

令和 年 月 日

環 境 省

目次

第1 公園区域の変更	1
1 変更理由	1
2 変更する公園区域	2
第2 公園計画の変更	21
1 変更理由	21
2 規制計画の変更内容	22
(1) 保護規制計画等	22
ア 特別地域	22
(ア) 第1種特別地域	24
(イ) 第3種特別地域	24
イ 面積内訳	44
3 事業計画の変更内容	46
(1) 施設計画	46
ア 利用施設計画	46
(ア) 単独施設	46
(イ) 道路	46
a 車道	46

第1 公園区域の変更

1 変更理由

ニセコ積丹小樽海岸国定公園は、ニセコ連峰の山岳景観及び積丹半島の海食崖景観を主要景観として昭和38年7月24日に指定された。

国定公園に指定後は、昭和55年3月11日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）を行い、直近では平成18年7月28日に公園区域及び公園計画の変更（第2次点検）を実施している。

今回の公園区域の変更（第3次点検）は、風致景観の維持及び生物多様性の保全を推進するとともに、本公園を取り巻く社会情勢の変化に対応していくため、ニセコアンヌプリ北東斜面に位置する高層湿原の一部を本公園区域に編入するとともに、不明瞭であった公園区域線の明確化を行うものである。

2 変更する公園区域

ニセコ積丹小樽海岸国定公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表1：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	北海道虻田郡倶知安町内国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署7林班、8林班、10林班、11林班の各一部	<p>当該区域は、ニセコアンヌプリ北東斜面に位置する鏡沼及び手鏡沼を含む高層湿原である。沼岸には、ミズナラ、イタヤカエデ及びホオノキ等が原生に近い状態で存在しており、カオジロトンボ及びギンヤンマがともに生息する希少な環境となっている。</p> <p>当該区域を公園区域に編入することで、自然景観及び生物多様性の保全を推進する。</p>	<p>87</p> <p>{ 国 87 公 0 私 0 }</p>
2	削除	北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ1条及び字山田の各一部	<p>当該区域は、ニセコアンヌプリの東麓に位置し、国定公園に隣接し、宿泊施設や飲食店等が建ち並ぶ。市街地化が顕著で公園としての資質は失われているため、公園区域から削除し、規制の適正化を図る。</p>	<p>△17</p> <p>{ 国 △0 公 △6 私 △11 }</p>
3	— (※2)	北海道古宇郡泊村興志内村の一部 北海道古宇郡神恵内村の一部	<p>公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路敷(含)界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路敷(含)界に変更する。)</p>	—
4	— (※2)	北海道積丹郡積丹町西河町の一部	<p>公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路中心線より50m線界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路中心線より50m線界に変更する。)</p>	—

5	— (※2)	北海道積丹郡積丹町日司町の一部 北海道積丹郡積丹町入舸町の一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路中心線より50m線界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路中心線より50m線界に変更する。)	—
6	— (※2)	北海道古平郡古平町新地町の一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路敷(含)界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路敷(含)界に変更する。)	—
7	— (※2)	北海道余市郡余市町豊浜町の一部 北海道古平郡古平町沖町の一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路敷(含)界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路敷(含)界に変更する。)	—
8	— (※2)	北海道余市郡余市町白岩町の一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路敷(含)界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路敷(含)界に変更する。)	—

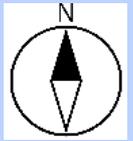
変更部分面積計	70 〔 国 87 公 △6 私 △11〕
変更前公園面積	19,009 〔 国 9,479 公 7,477 私 2,053〕
変更後公園面積	19,079 〔 国 9,566 公 7,471 私 2,042〕

※1 端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

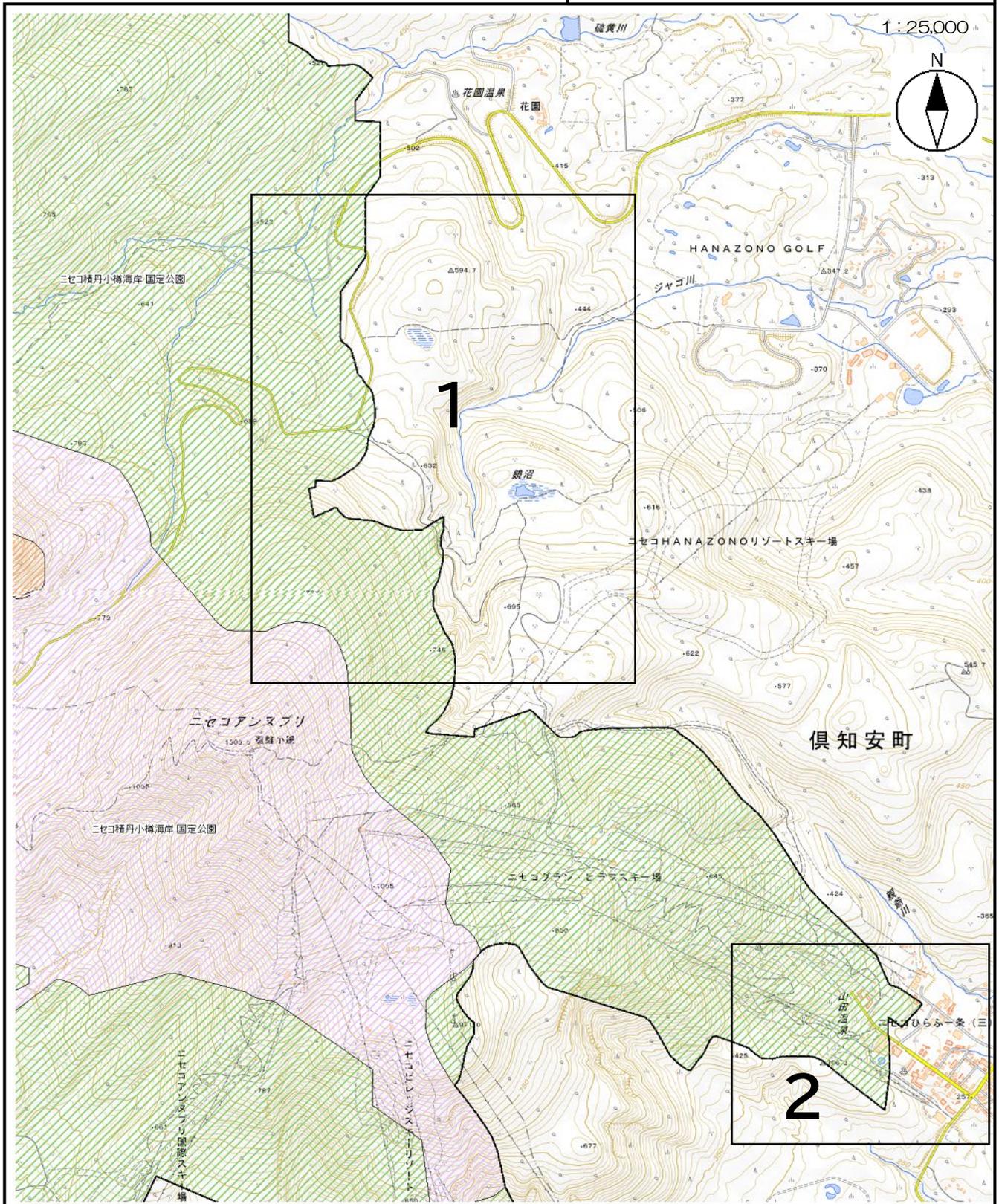
※2 区域線種のみを変更するものであり、区域線の位置に変更がないことから、面積の増減は発生しない。

公園区域変更位置図

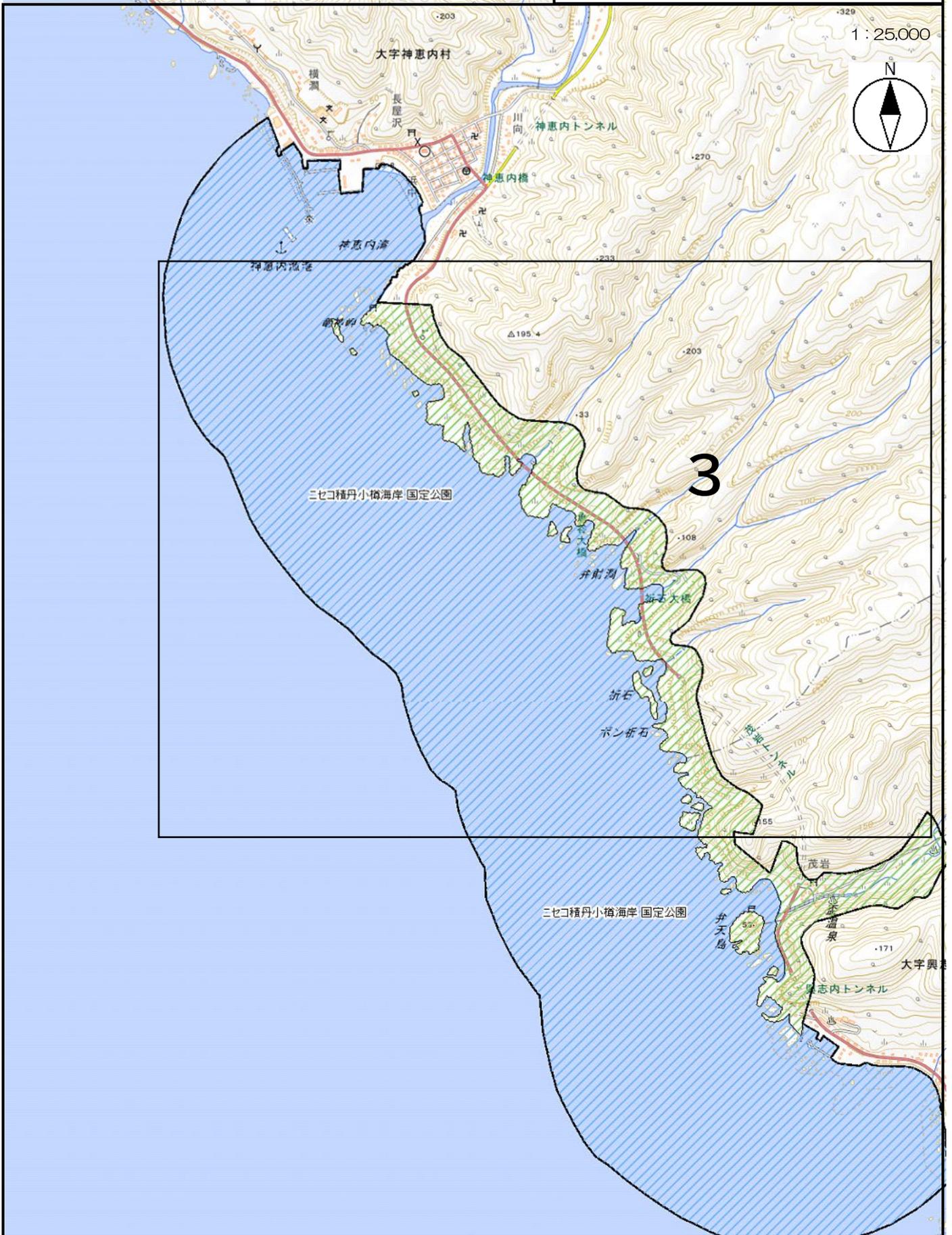
1 : 500,000



公園区域変更位置図

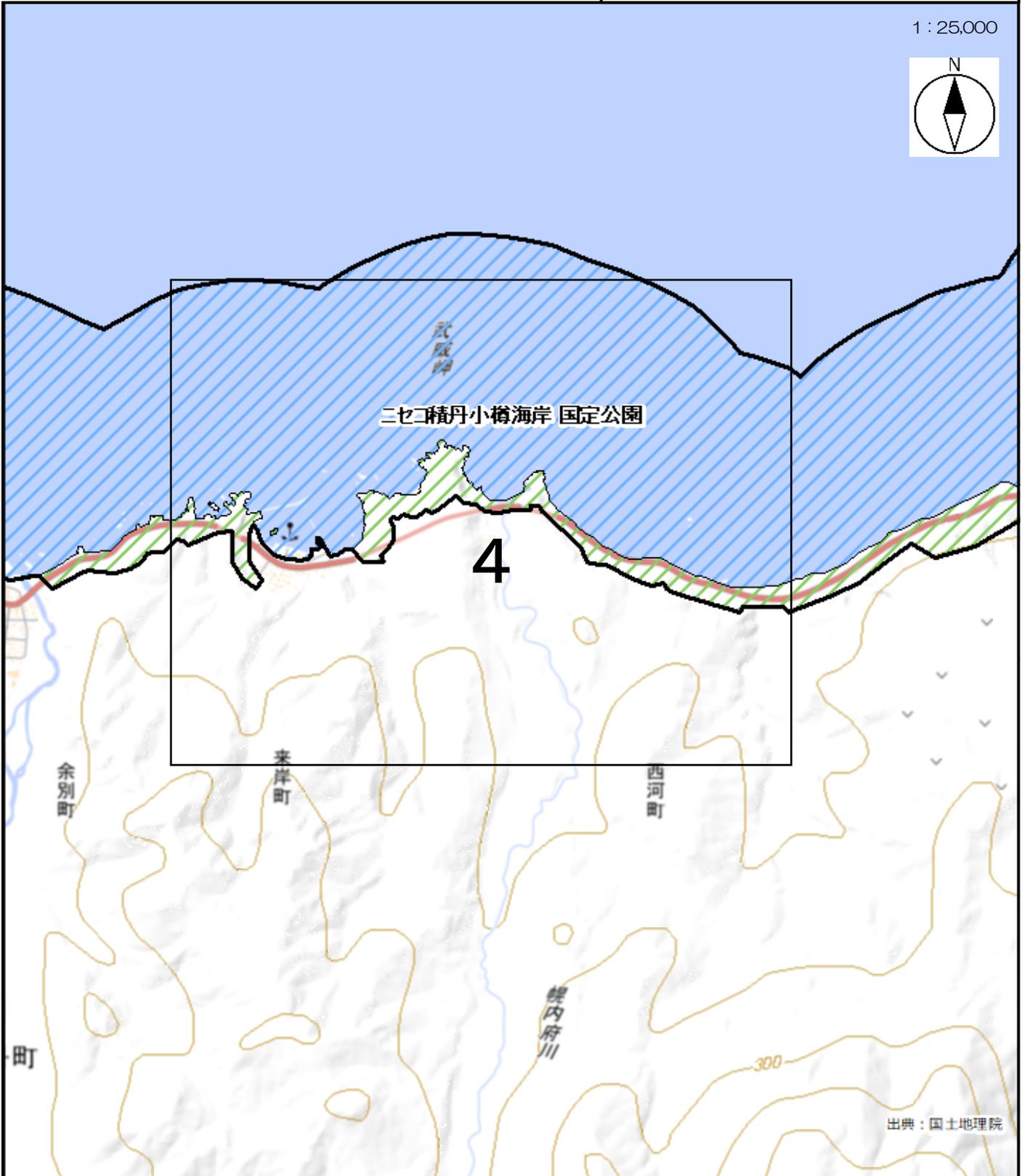
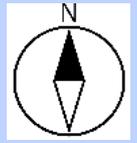


公園区域変更位置図



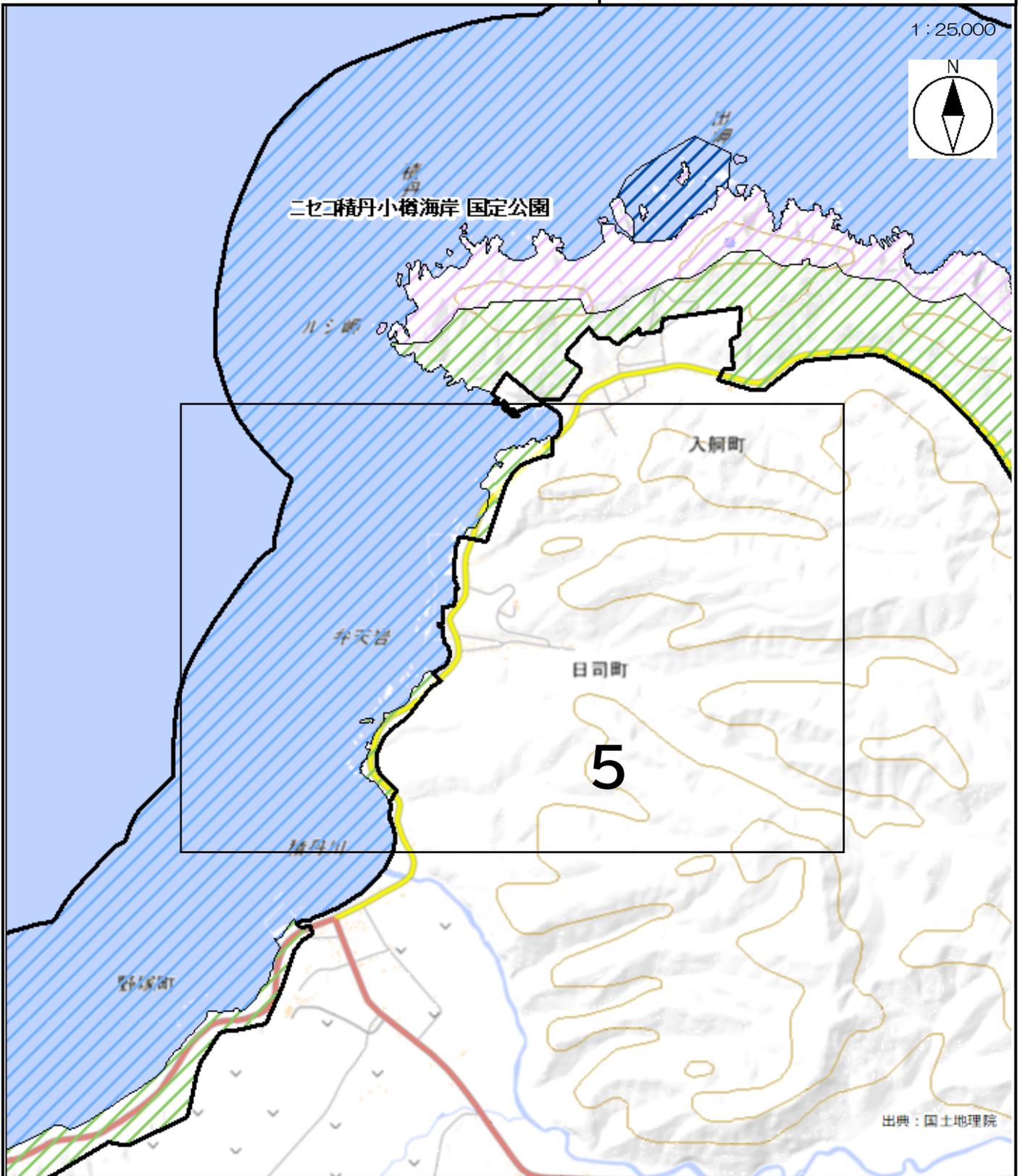
公園区域変更位置図

1 : 25,000



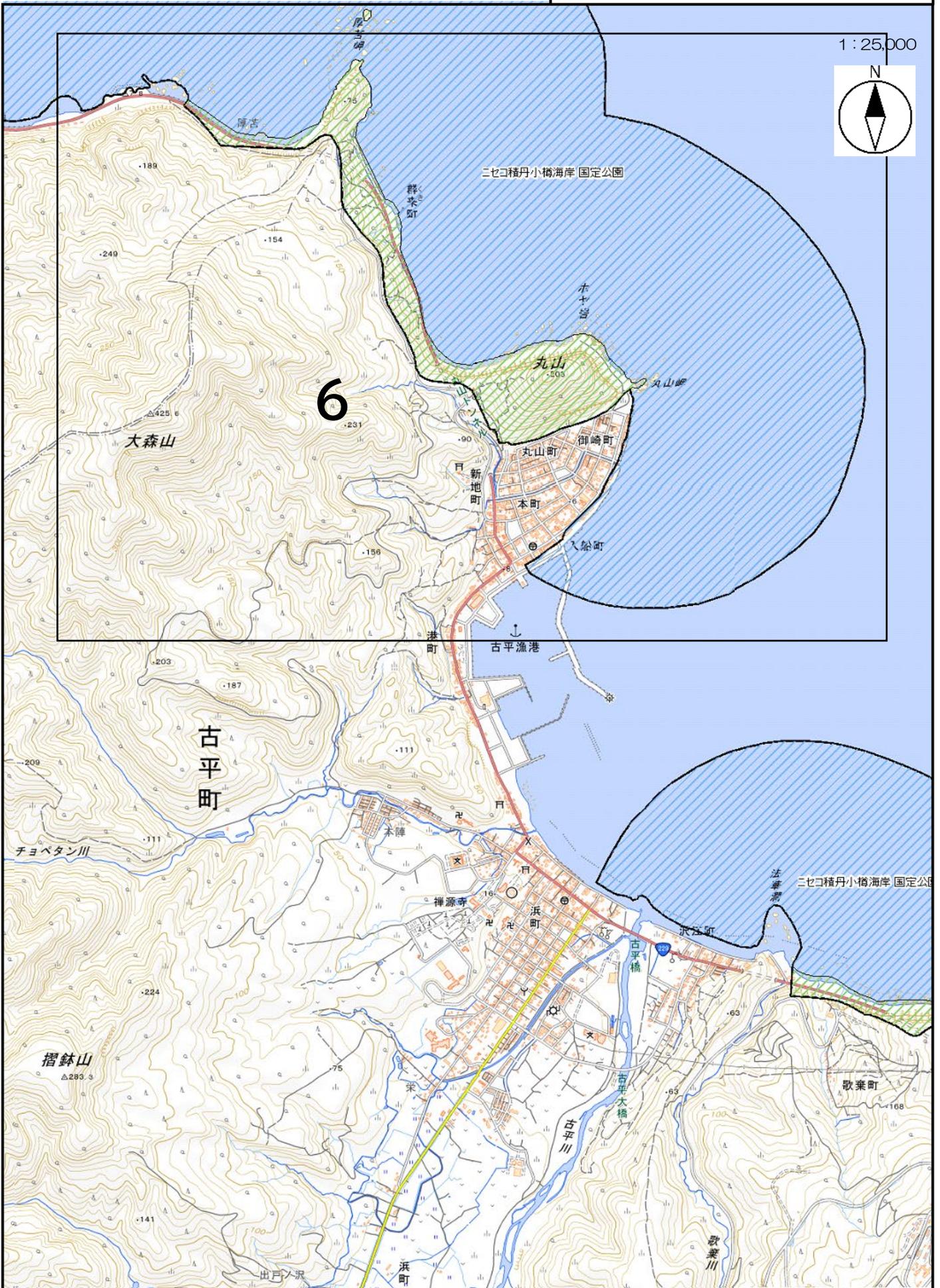
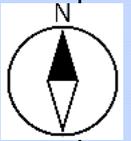
公園区域変更位置図

1:25,000



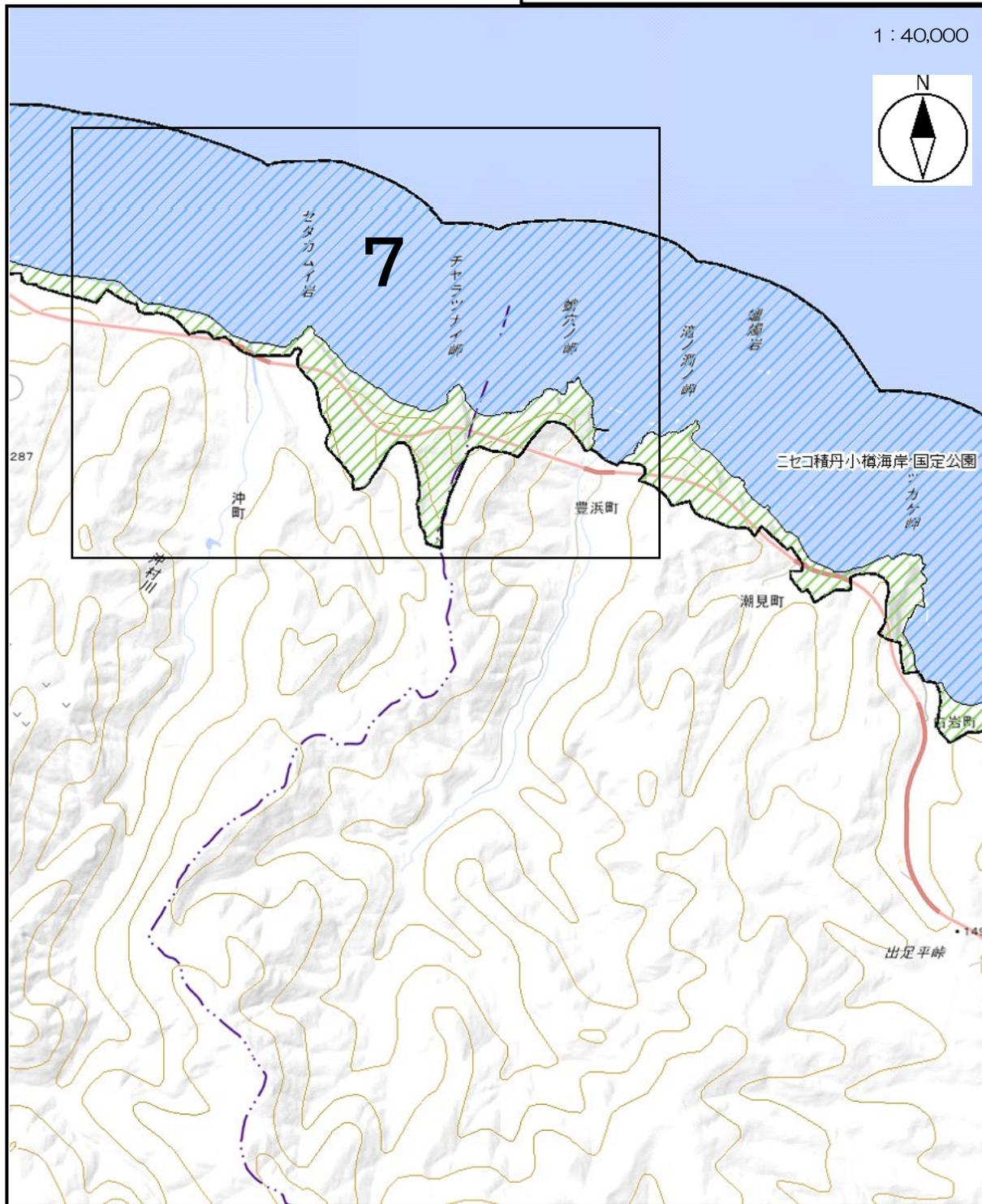
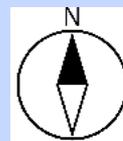
公園区域変更位置図

1 : 25,000



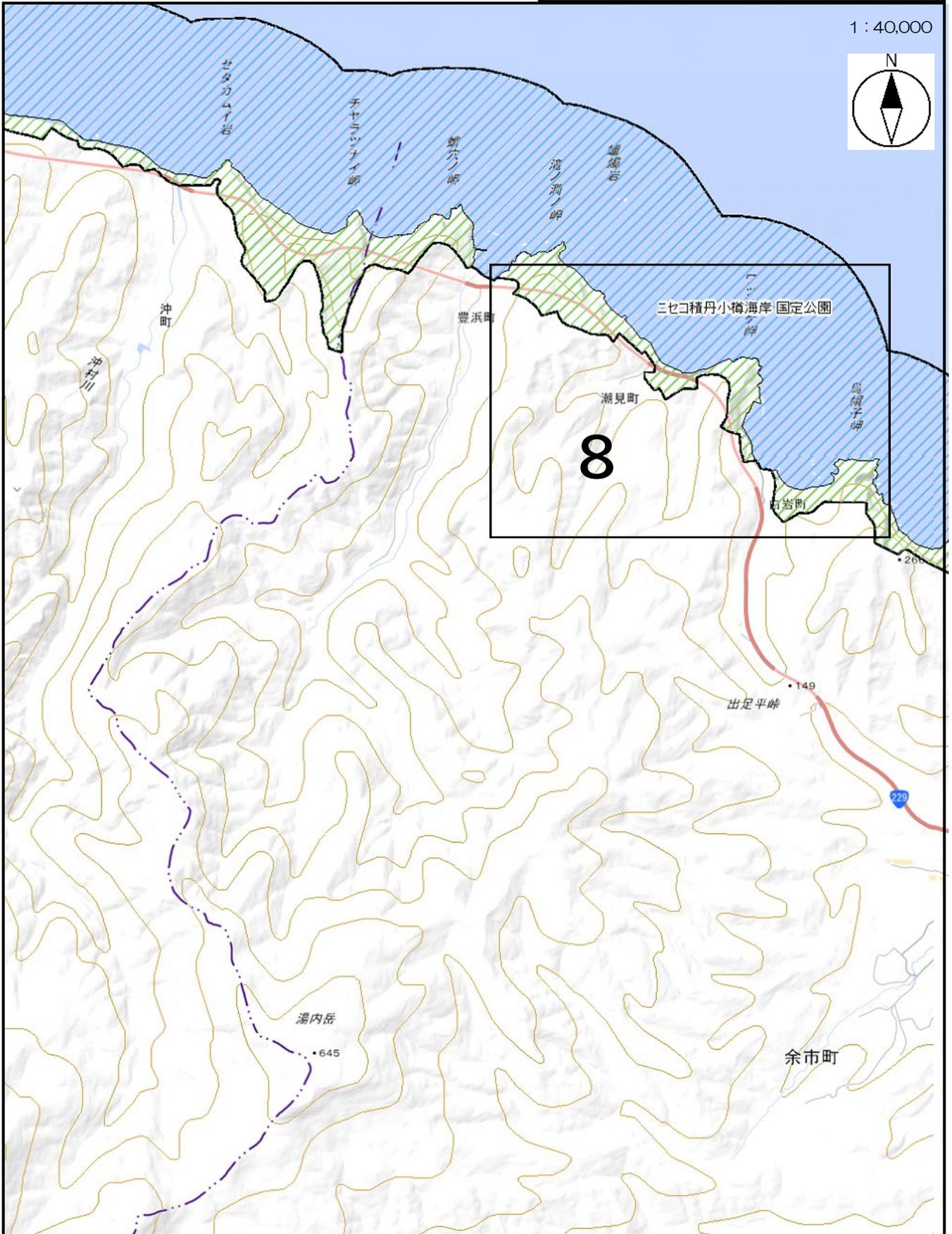
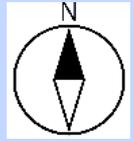
公園区域変更位置図

1 : 40,000

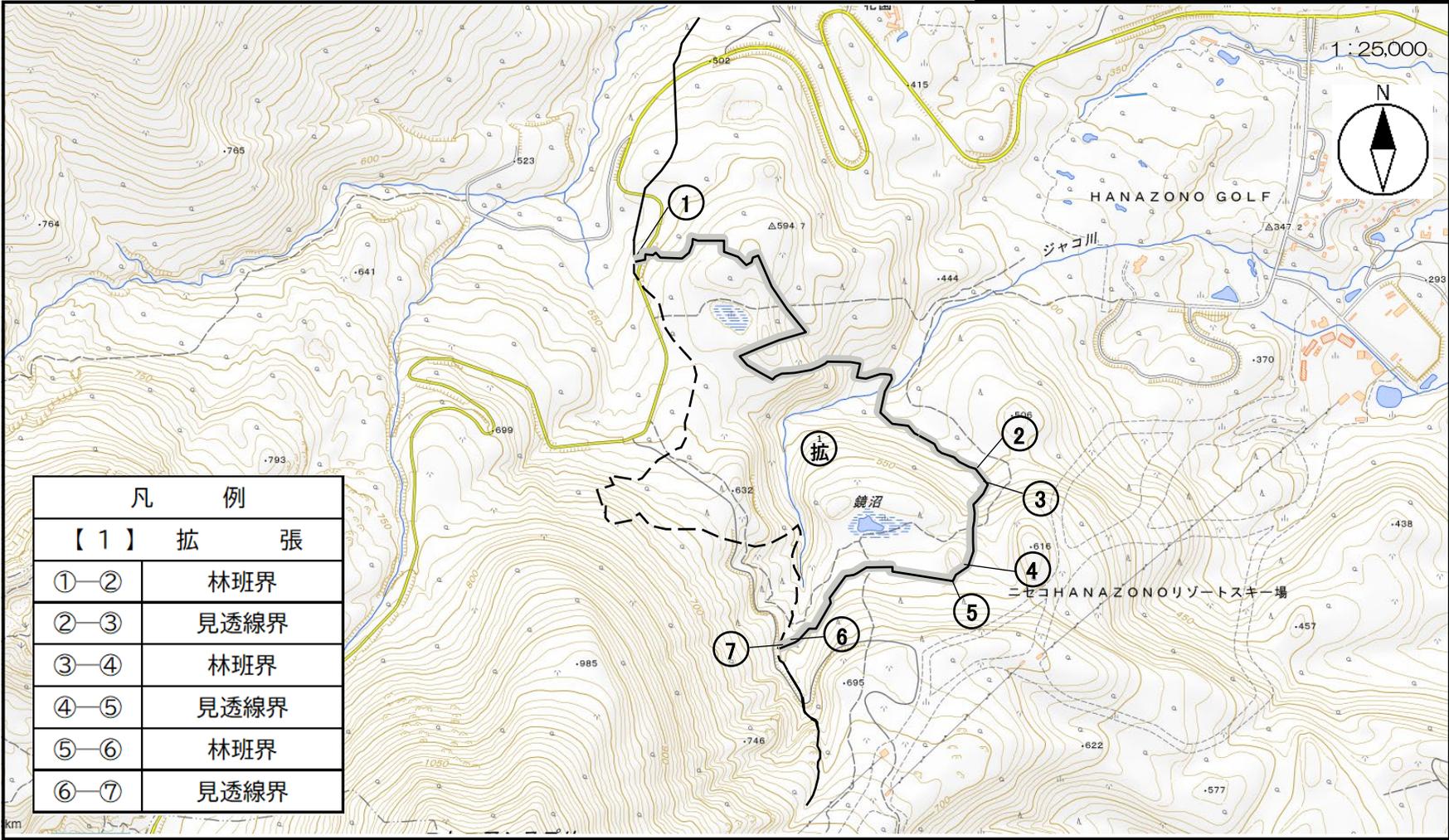


公園区域変更位置図

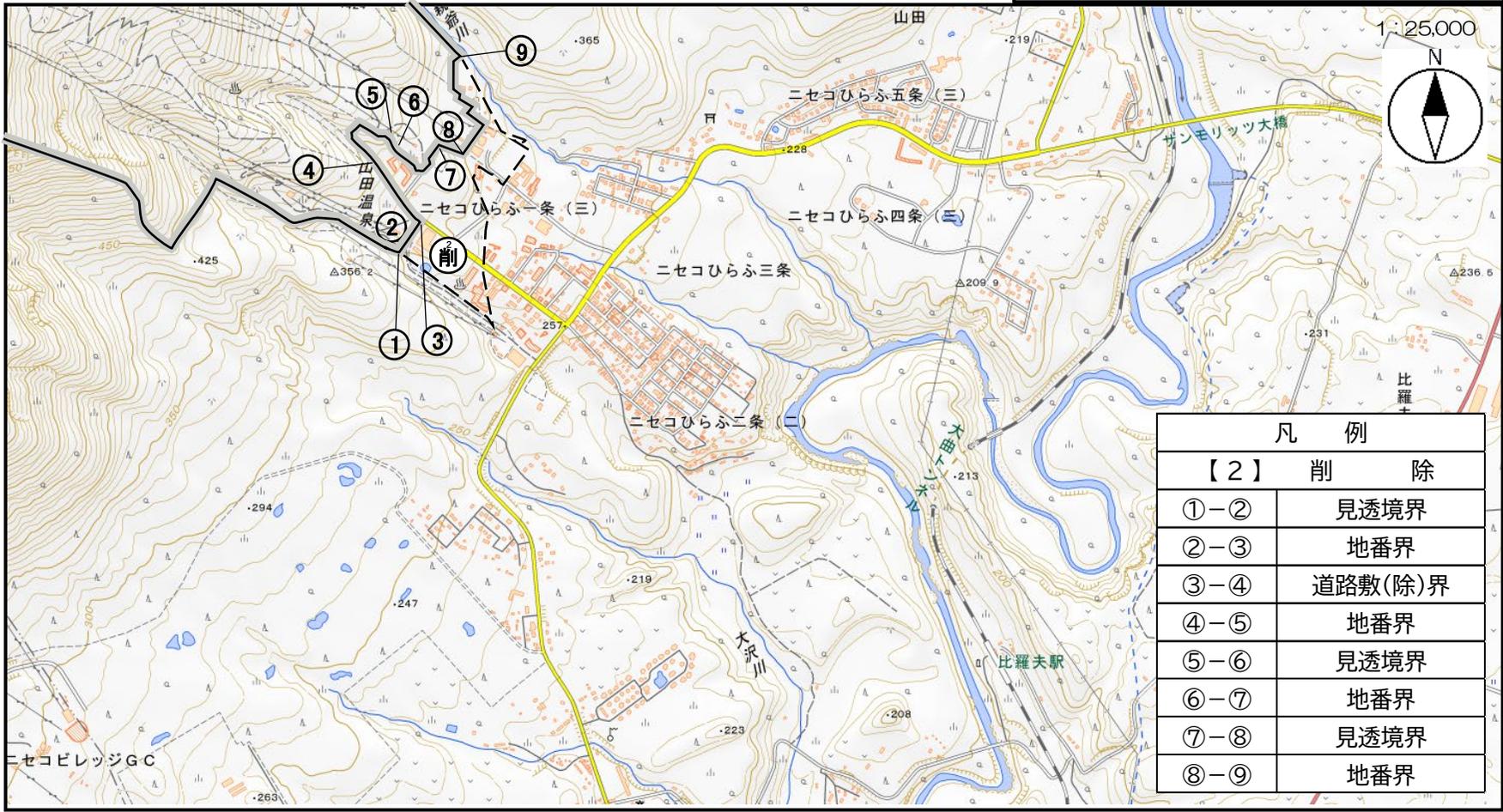
1 : 40,000



公園区域変更図①



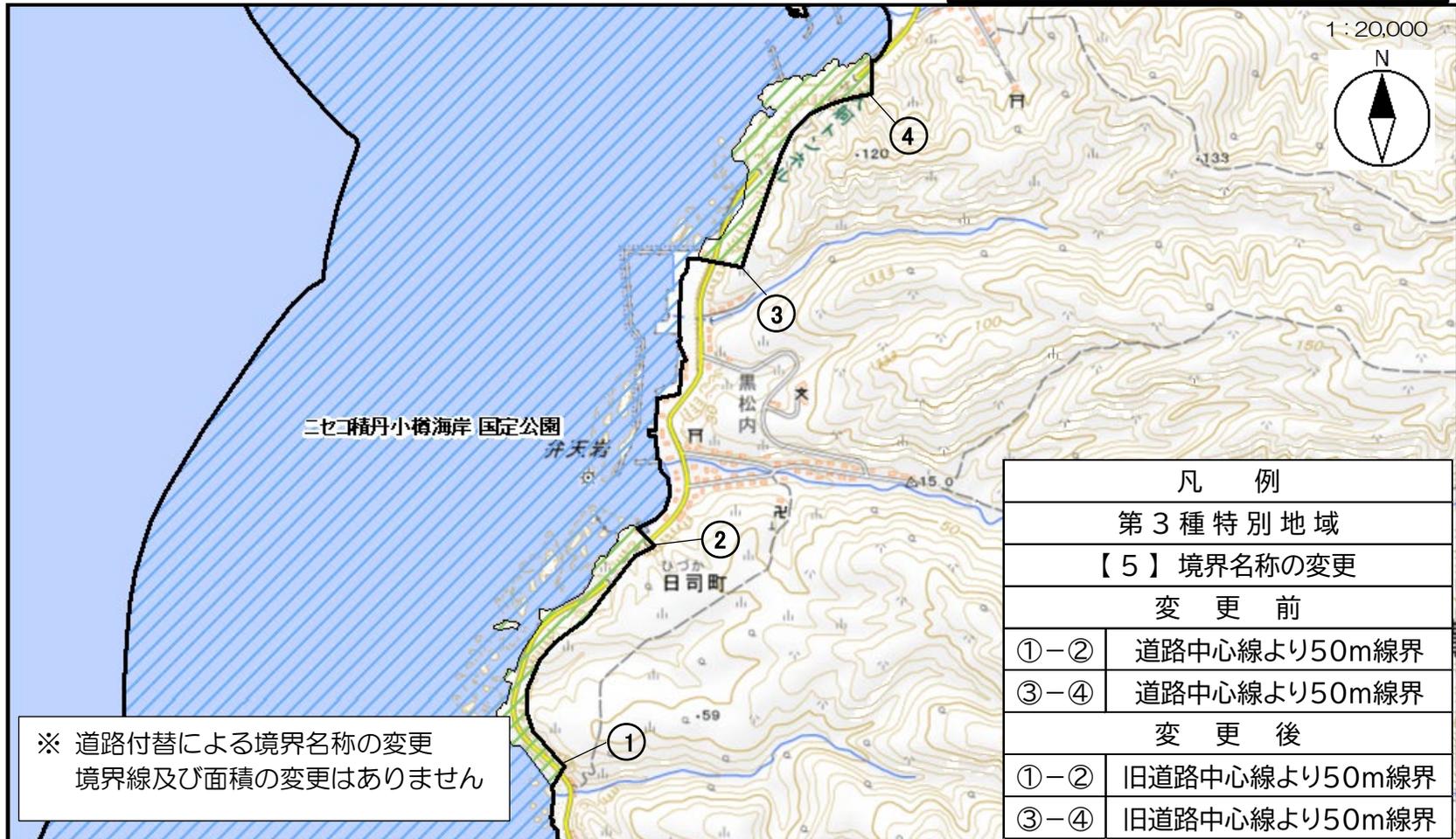
公園区域変更図②



公園区域変更図④

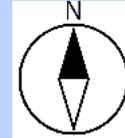


公園区域変更図⑤



公園区域変更図⑥

1 : 25,000



※ 道路付替による境界名称の変更
境界線及び面積の変更はありません

凡 例	
第3種特別地域	
【6】境界名称の変更	
変 更 前	
①-②	道路敷(含)界
変 更 後	
①-②	旧道路敷(含)界

公園区域変更図⑦

1 : 25,000



※ 道路付替による境界名称の変更
境界線及び面積の変更はありません

凡 例	
第3種特別地域	
【7】境界名称の変更	
変 更 前	
①-②	道路敷(含)界
変 更 後	
①-②	旧道路敷(含)界

公園区域変更図⑧



第2 公園計画の変更

1 変更理由

ニセコ積丹小樽海岸国定公園は、ニセコ連峰の山岳景観及び積丹半島の海食崖景観を主要景観として昭和38年7月24日に指定された。

国定公園に指定後は、昭和55年3月11日に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）を行い、直近では平成18年7月28日に公園区域及び公園計画の変更（第2次点検）を実施している。

今回の公園区域の変更（第3次点検）は、風致景観の維持及び生物多様性の保全を推進するとともに、保護及び利用の適正化を図るため、規制計画及び事業計画の整理を行うものである。

2 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画等

保護規制計画等の一部を、次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：特別地域変更表)

県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
北海道	虻田郡倶知安町内 国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署 2林班から4林班まで、9林班、10林班及 び12林班から18林班までの全部並びに1 林班、7林班、8林班及び11林班の各一部	18,246 (国 9,566 公 7,461 私 1,219)	虻田郡倶知安町内国有林後志胆振林森林計 画区後志森林管理署2林班から4林班ま で、9林班及び12林班から18林班までの 全部並びに1林班、8林班及び10林班の各 一部 虻田郡倶知安町字花園、ニセコひらふ1条 及び字山田の各一部	18,176 (国 9,479 公 7,467 私 1,230)
	虻田郡倶知安町 字花園及び字山田の各一部			

変更部分面積計	70 〔 国 87 公 △6 私 △11〕
変更前公園面積	18,176 〔 国 9,479 公 7,467 私 1,230〕
変更後公園面積	18,246 〔 国 9,566 公 7,461 私 1,219〕

※ 端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(ア) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (h a)
1	— (※2)	凡例の 修正	忍路地区	北海道小樽市忍路の 一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路敷(除)界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路敷(除)界に変更する。)	—

(イ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を次のとおり変更する。

(表4：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (h a)
2	拡張	特別地 域の拡 張	国有林 (鏡沼)	北海道虻田郡倶知安 町内 国有林後志胆振森林 計画区後志森林管理 署7林班、8林班、 10林班及び11林班 の各一部	当該区域は、ニセコアンヌプリ北東斜面に位置する鏡沼及び手鏡沼を含む高層湿原である。 沼岸には、ミズナラ、イタヤカエデ及びホオノキ等が原生に近い状態で存在しており、カオジロトンボ及びギンヤンマがともに生息する希少な環境となっている。 当該区域を公園区域に編入することで、自然景観及び生物多様性の保全を推進する。	87 〔 国 87 公 0 私 0〕

3	削除	特別地域の削除	雷電-ニセコ地区	北海道虻田郡倶知安町 ニセコひらふ1条及び字山田の各一部	当該区域は、ニセコアンヌプリの東麓に位置し、 国定公園に隣接し、宿泊施設や飲食店等が建ち並ぶ。 市街地化が顕著で公園としての資質は失われているため、公園区域から削除し、規制の適正化を図る。	△17 △0 △6 △11
4	— (※2)	凡例の修正	興志内地区	北海道古宇郡泊村興志内村の一部 北海道古宇郡神恵内村の一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路敷(含)界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路敷(含)界に変更する。)	—
5	— (※2)	凡例の修正	武威地区	北海道積丹郡積丹町西河町の一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路中心線より50m線界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路中心線より50m線界に変更する。)	—
6	— (※2)	凡例の修正	日司、入舸地区	北海道積丹郡積丹町日司町及び入舸町の一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路中心線より50m線界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路中心線より50m線界に変更する。)	—
7	— (※2)	凡例の修正	新地地区	北海道古平郡古平町新地町の一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の凡例を変更する。(現状、道路敷(含)界となっているが、道路付替えに伴い、旧道路敷(含)界に変更する。)	—

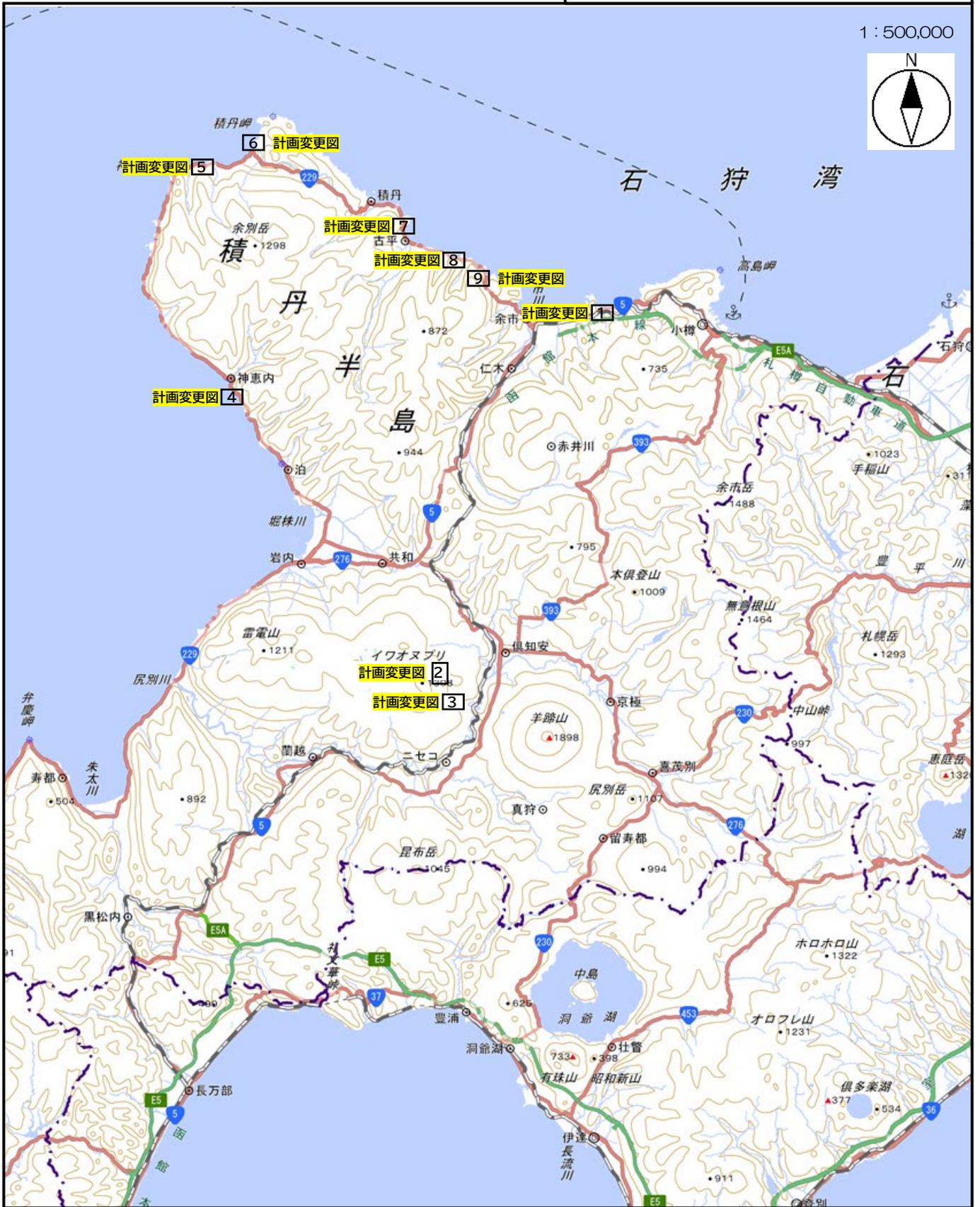
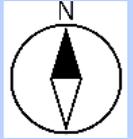
8	— (※2)	凡例の 修正	豊浜、沖 地区	北海道余市郡余市町 豊浜町の一部 北海道古平郡古平町 沖町の一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の 凡例を変更する。(現状、道路敷(含)界となっ ているが、道路付替えに伴い、旧道路敷(含)界に変 更する。)	—
9	— (※2)	凡例の 修正	白岩地区	北海道余市郡余市町 白岩町の一部	公園区域の明確化を図るため、既存公園区域線の 凡例を変更する。(現状、道路敷(含)界となっ ているが、道路付替えに伴い、旧道路敷(含)界に変 更する。)	—
					変更部分面積計	70 〔国 87 公 △6 私 △11〕
					変更前公園面積	11,870 〔国 6,272 公 4,507 私 1,091〕
					変更後公園面積	11,940 〔国 6,359 公 4,501 私 1,080〕

※1 端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

※2 区域線種のみを変更するものであり、区域線の位置に変更がないことから、面積の増減は発生しない。

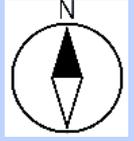
保護規制計画変更位置図

1 : 500,000

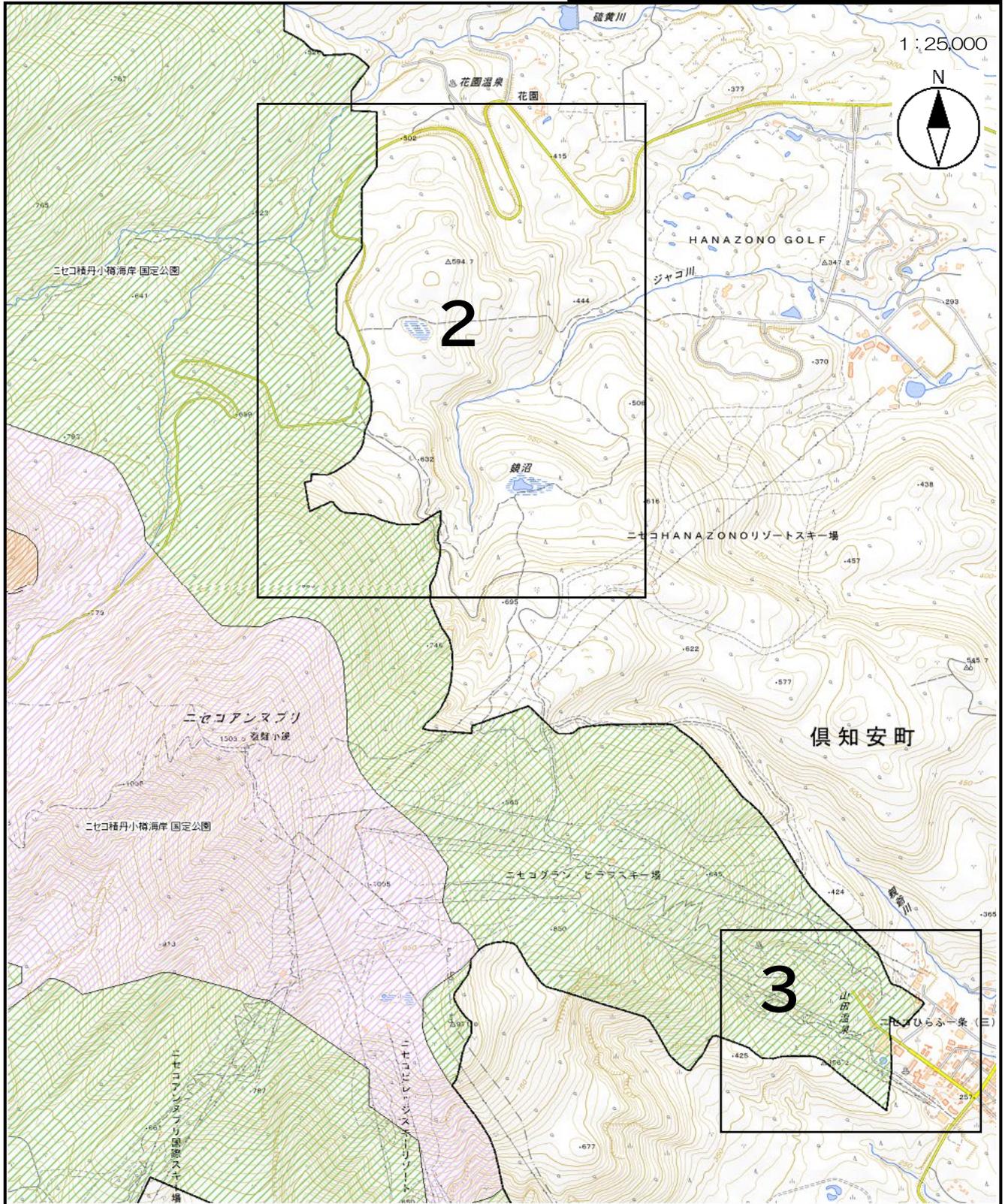


保護規制計画変更位置図

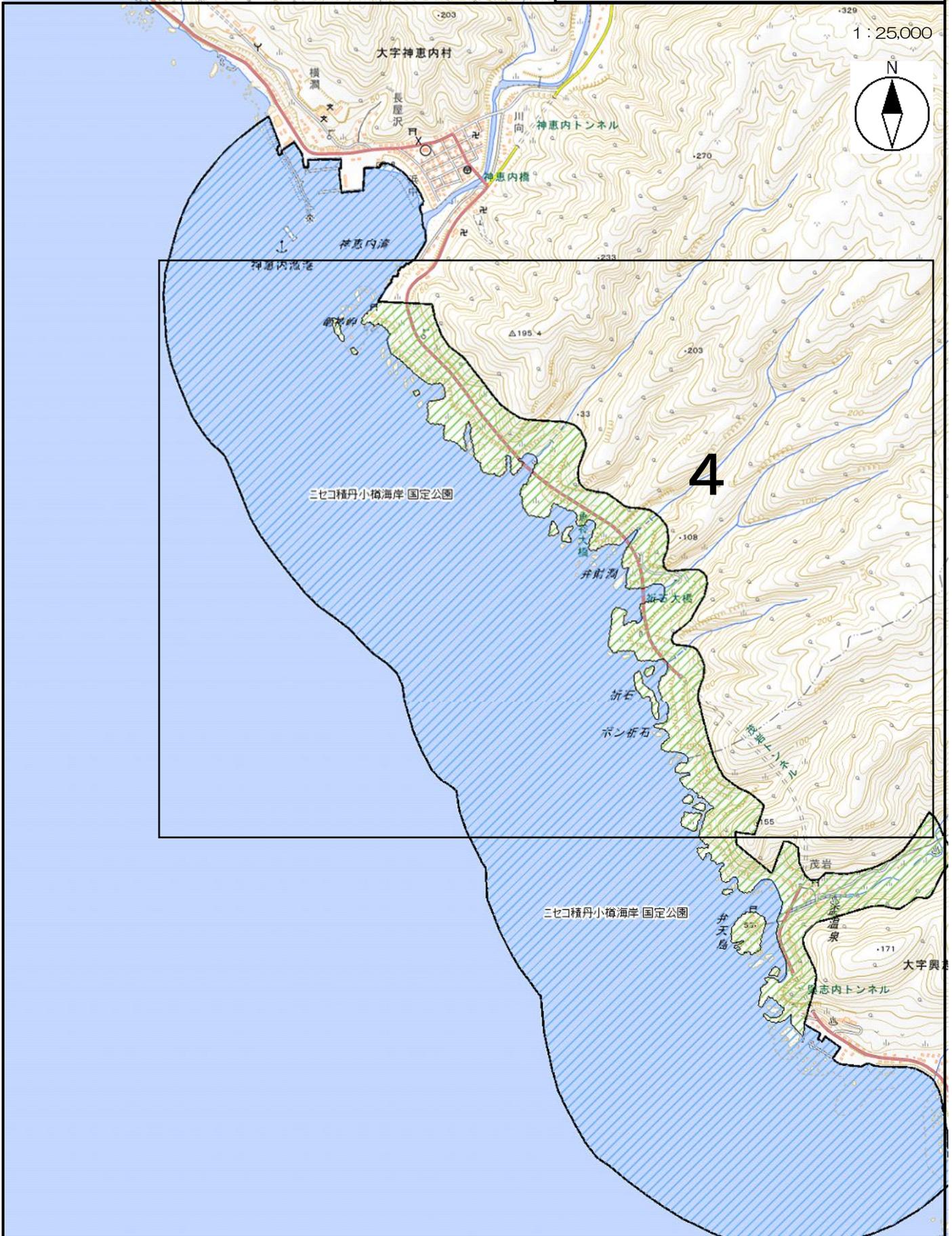
1 : 25,000



保護規制計画変更位置図

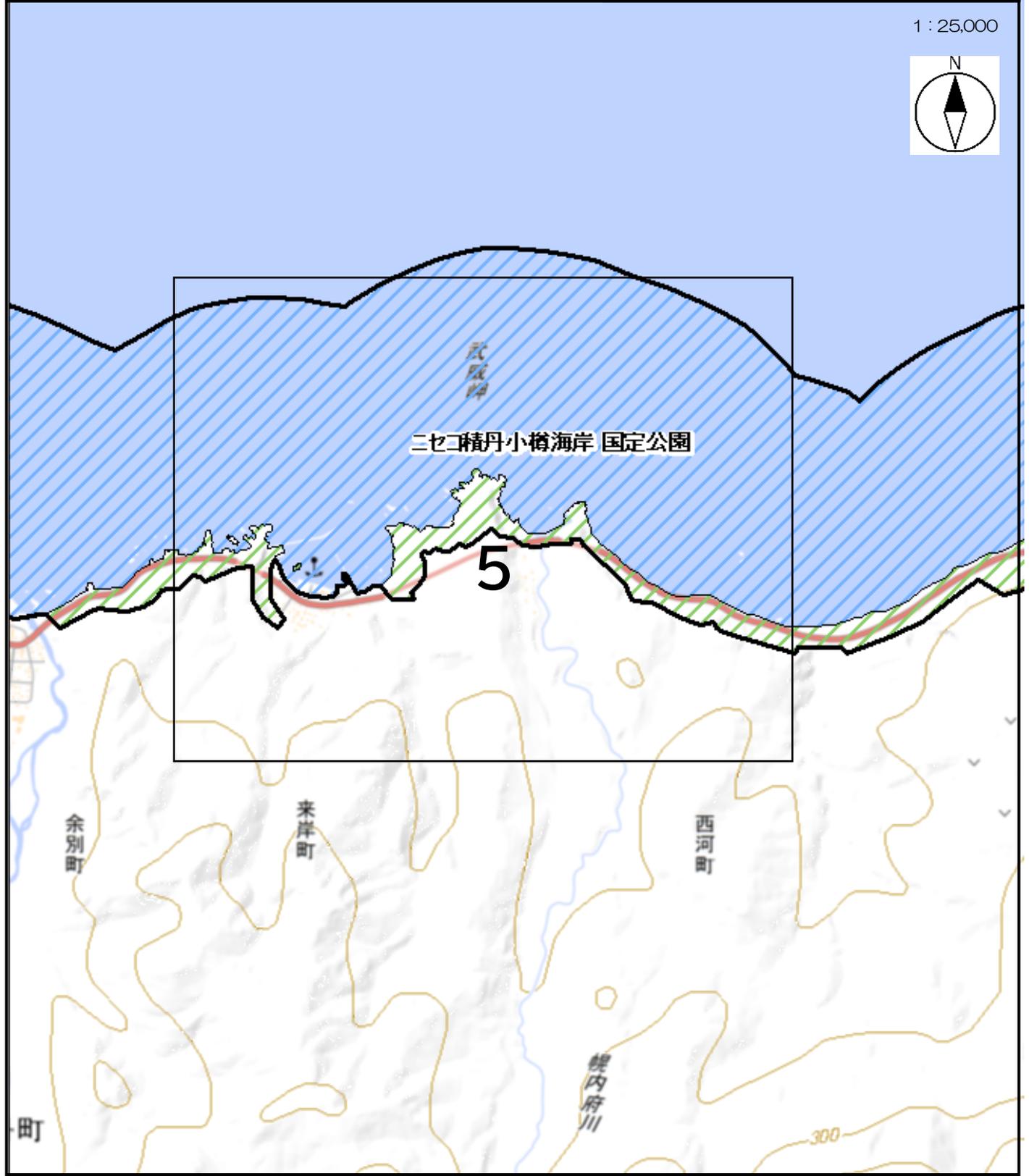
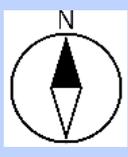


保護規制計画変更位置図

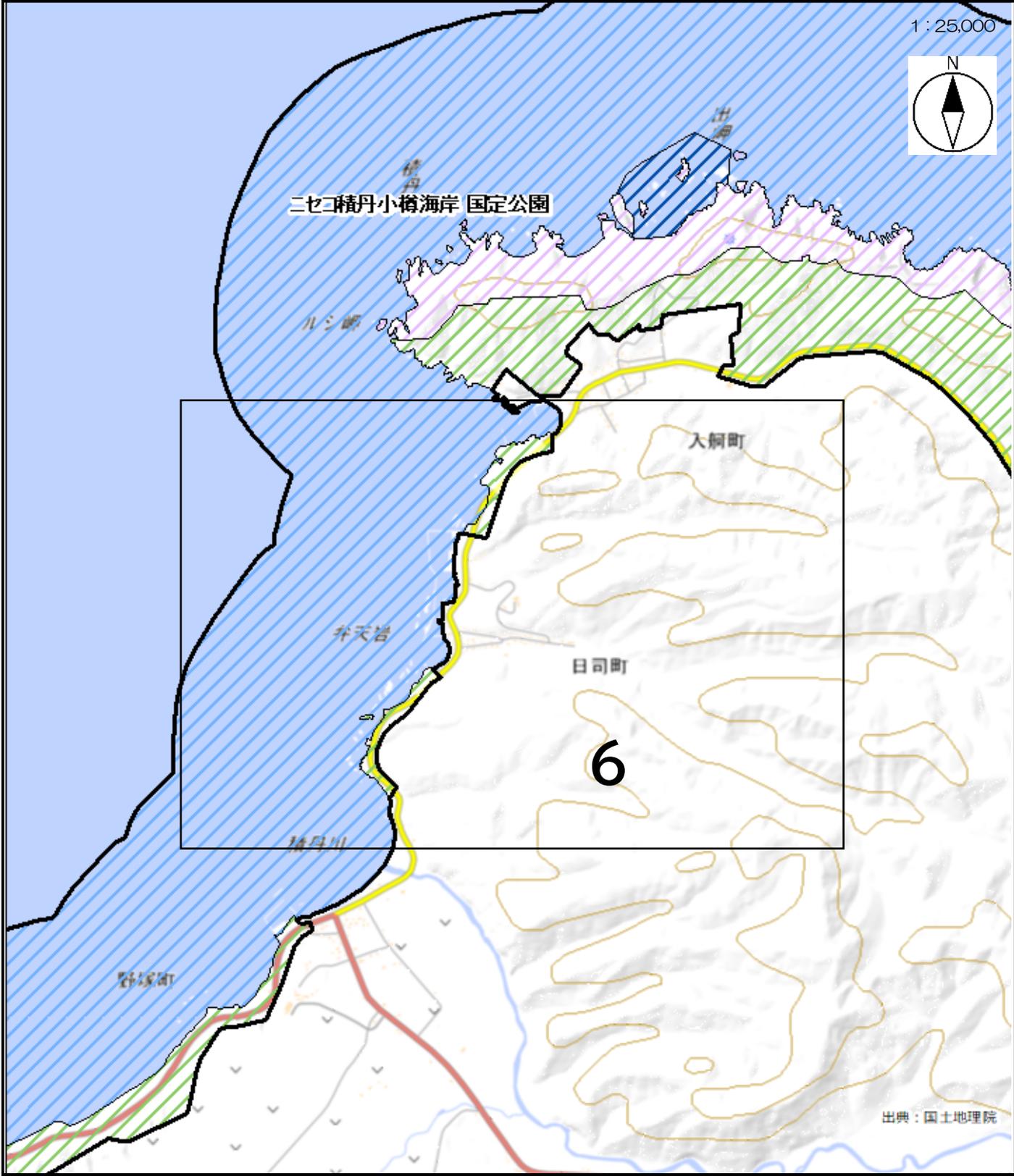


保護規制計画変更位置図

1 : 25,000

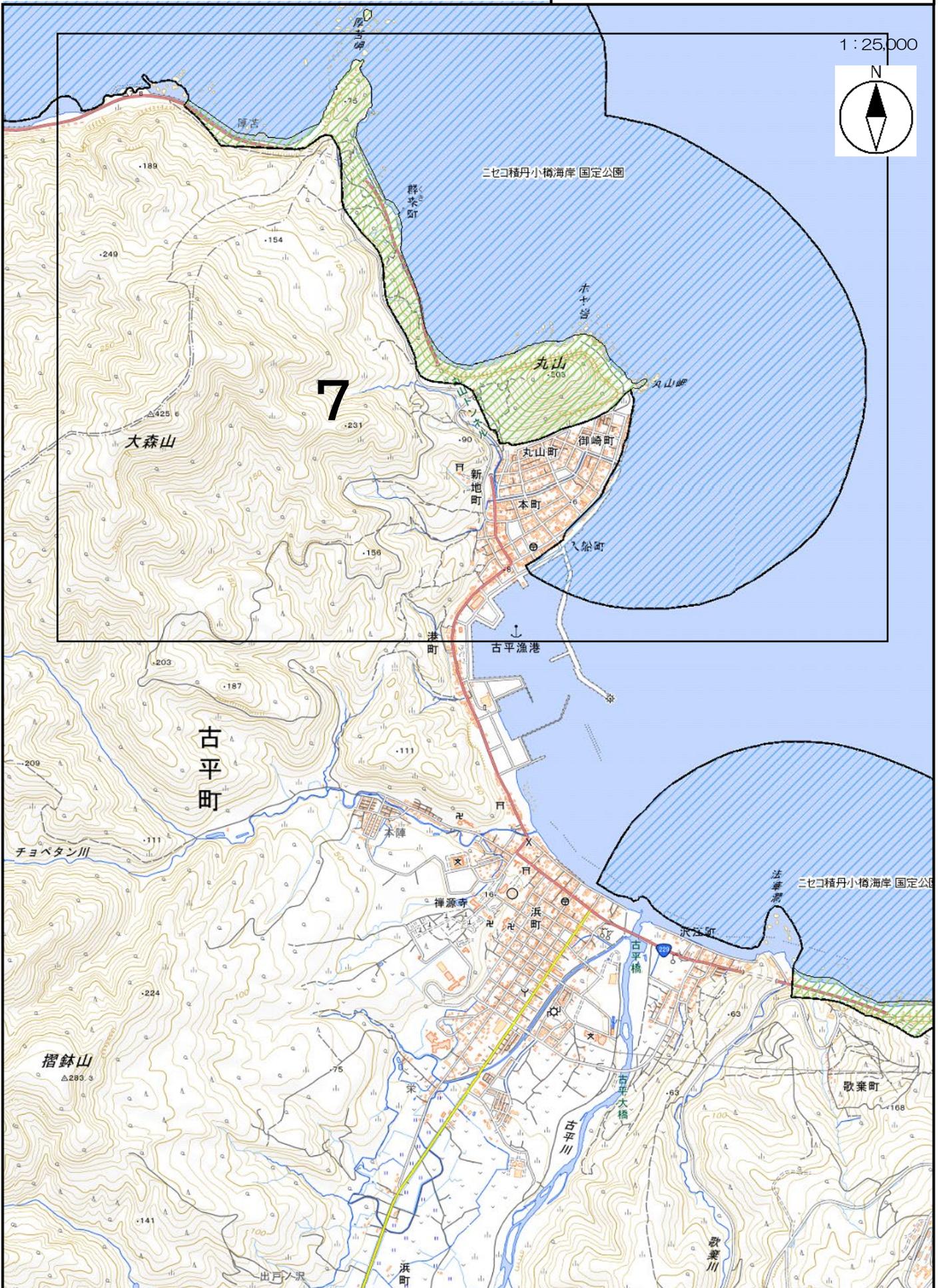
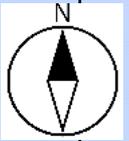


保護規制計画変更位置図

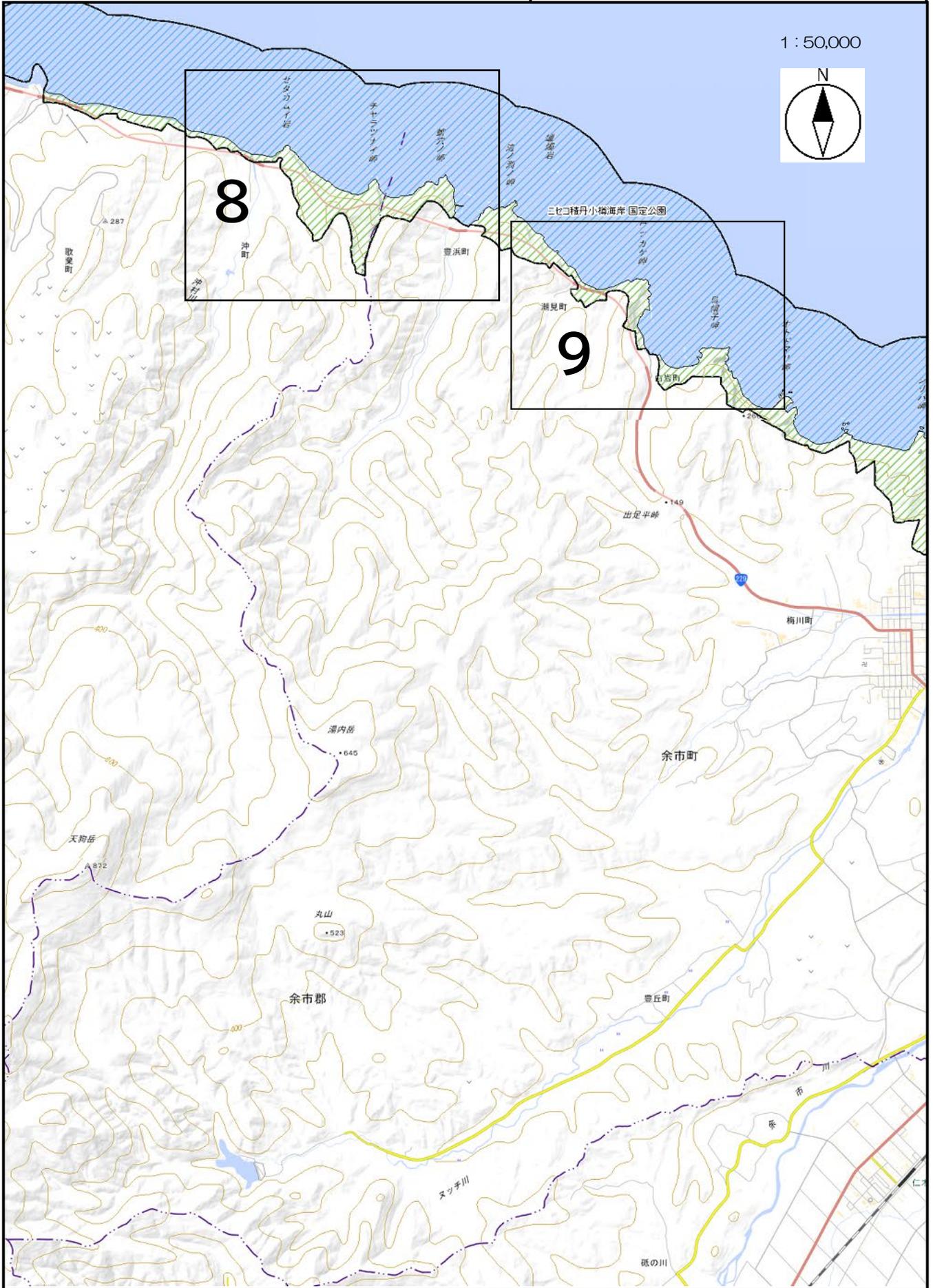


保護規制計画変更位置図

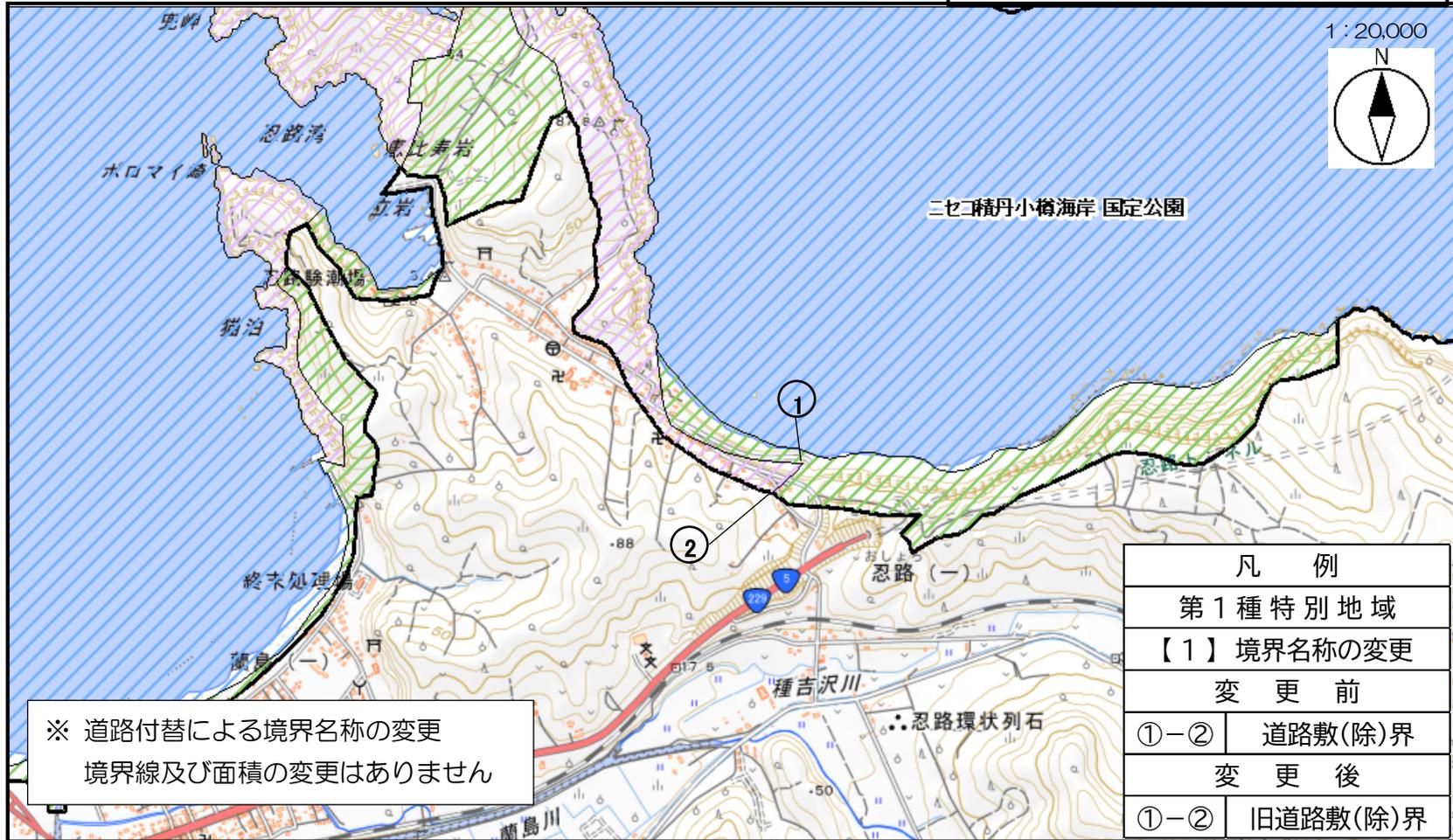
1 : 25,000



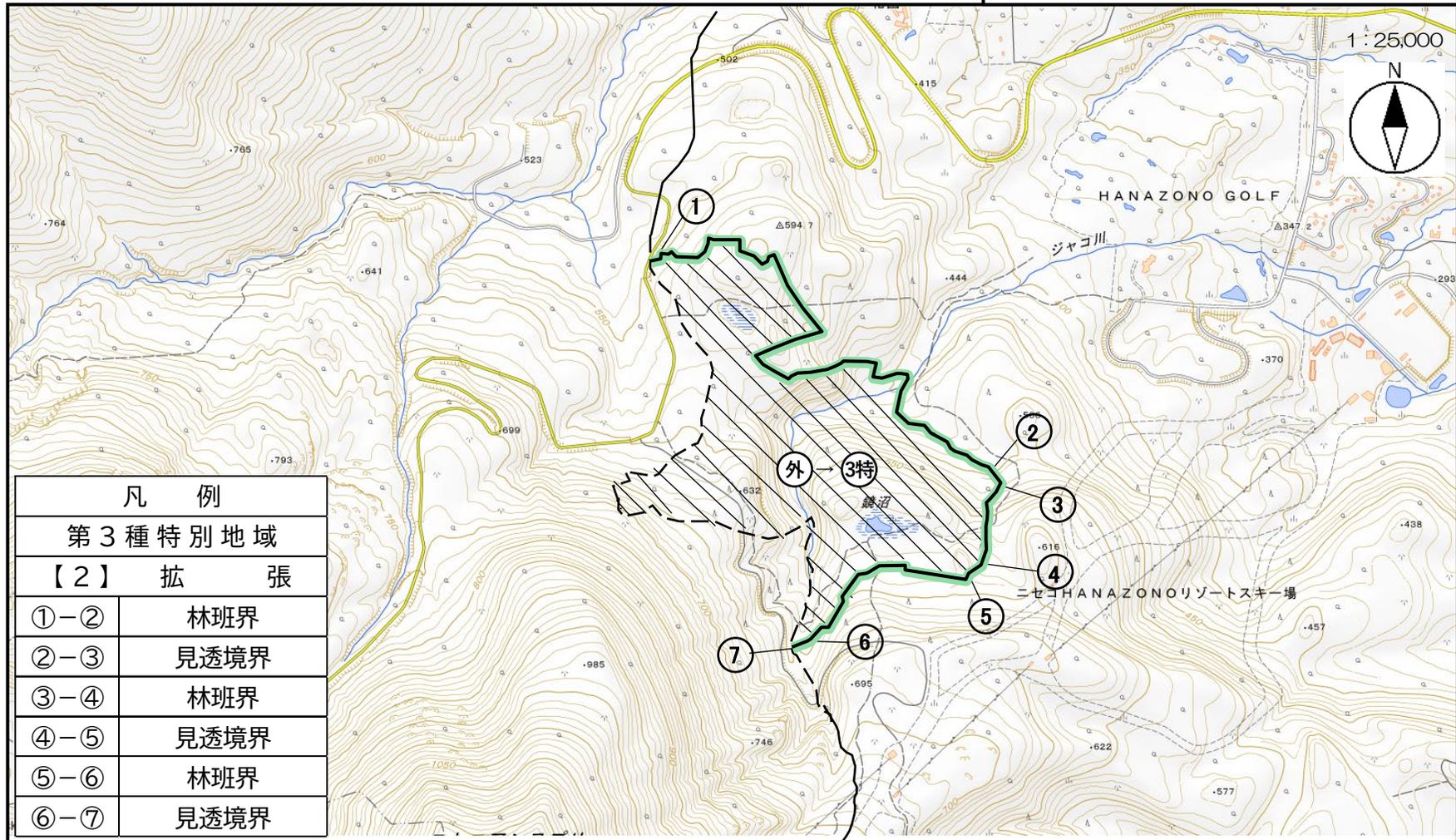
保護規制計画変更位置図



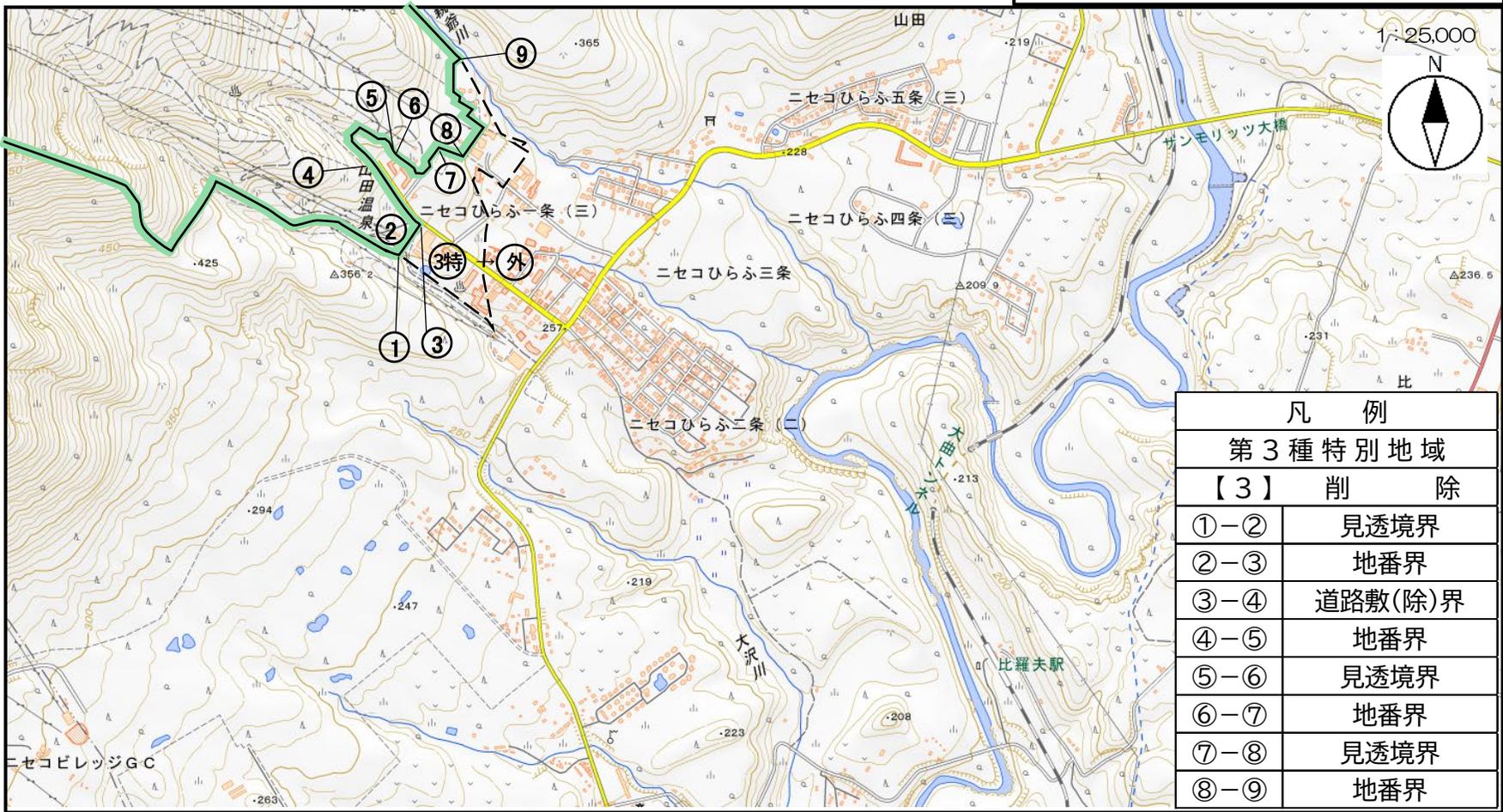
保護規制計画変更図①



保護規制計画変更図②

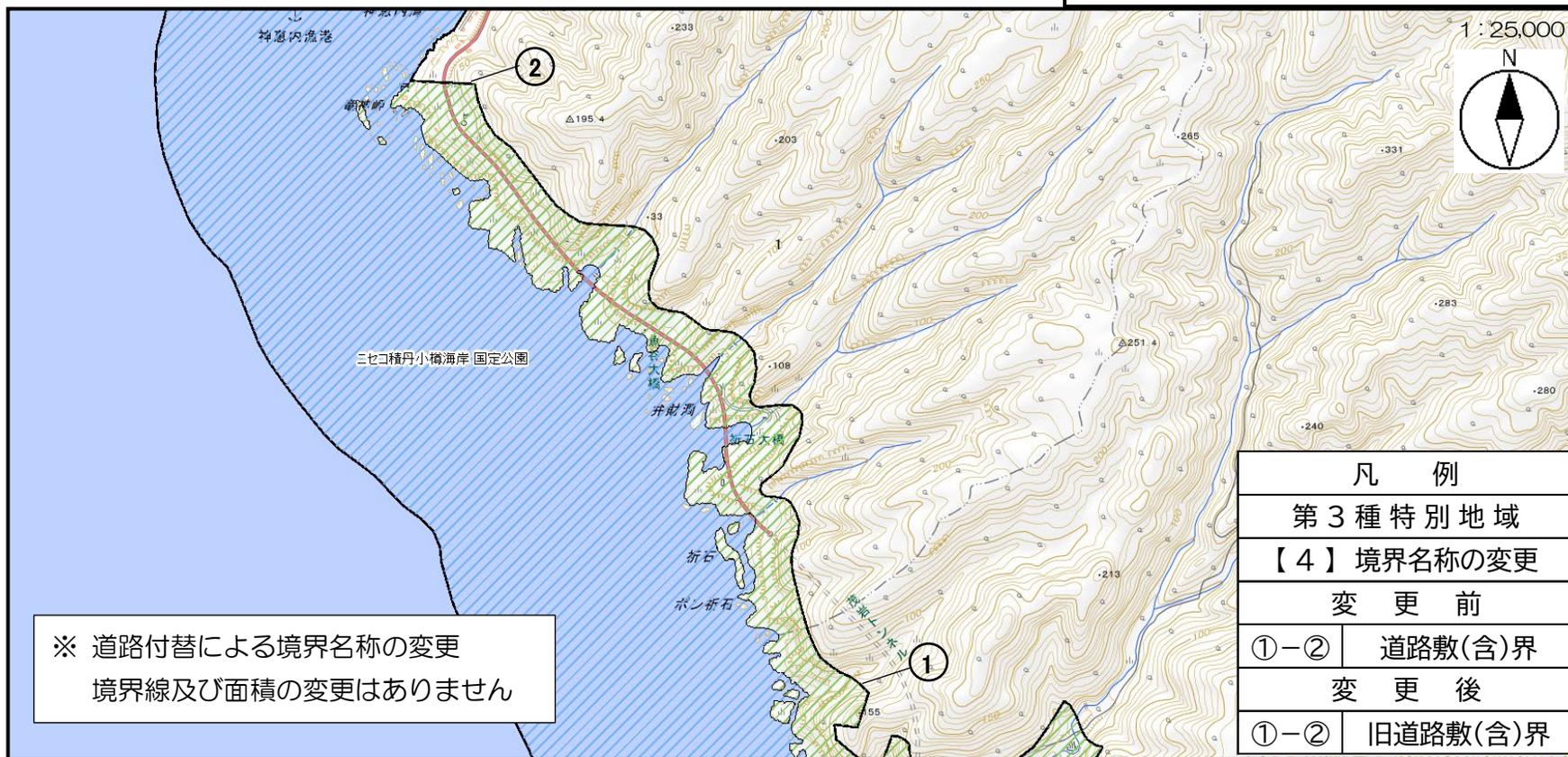


保護規制計画変更図③



凡 例	
第3種特別地域	
【3】 削 除	
①-②	見透境界
②-③	地番界
③-④	道路敷(除)界
④-⑤	地番界
⑤-⑥	見透境界
⑥-⑦	地番界
⑦-⑧	見透境界
⑧-⑨	地番界

保護規制計画変更図④



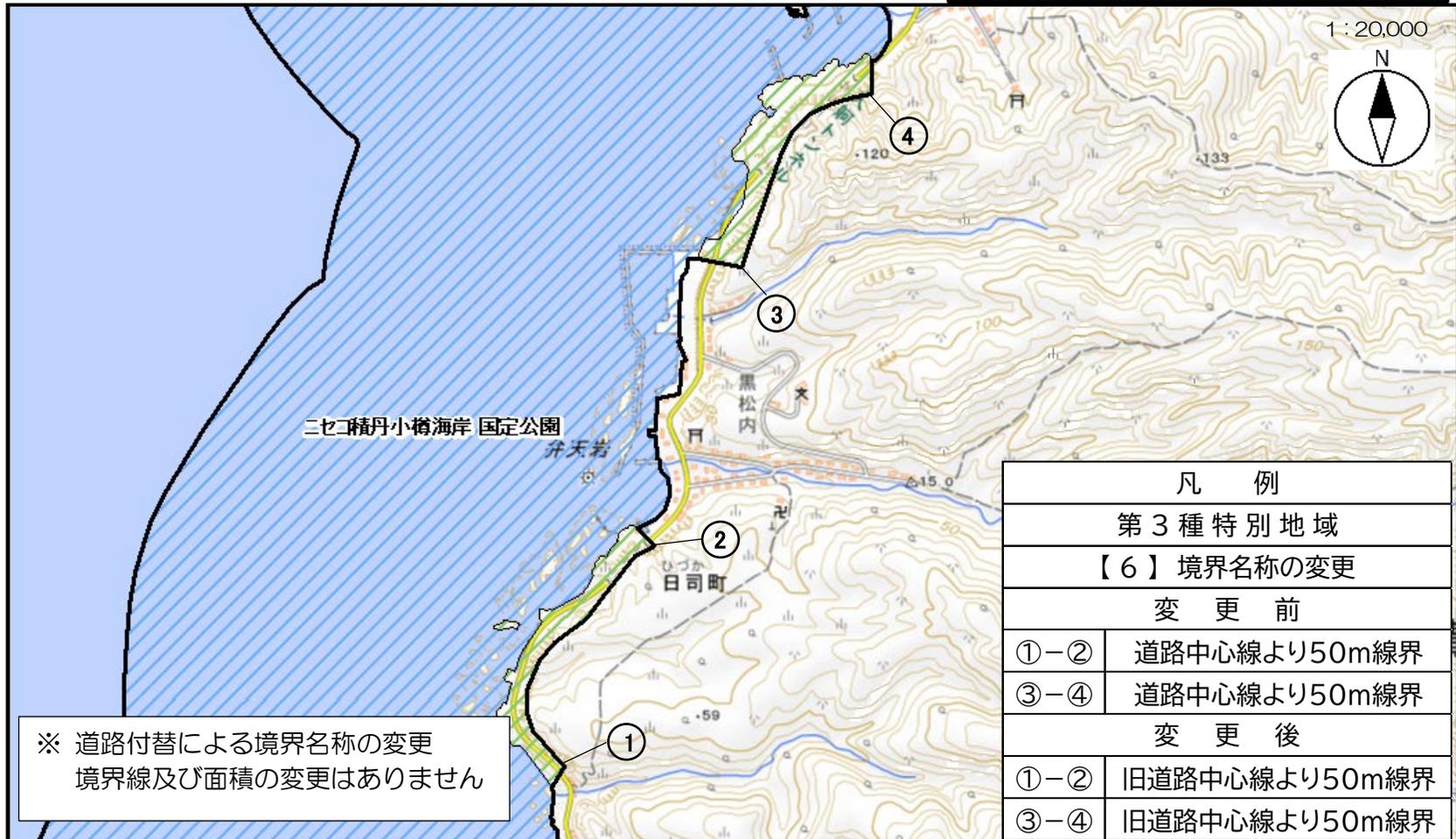
※ 道路付替による境界名称の変更
境界線及び面積の変更はありません

凡 例	
第3種特別地域	
【4】境界名称の変更	
変 更 前	
①-②	道路敷(含)界
変 更 後	
①-②	旧道路敷(含)界

保護規制計画変更図⑤

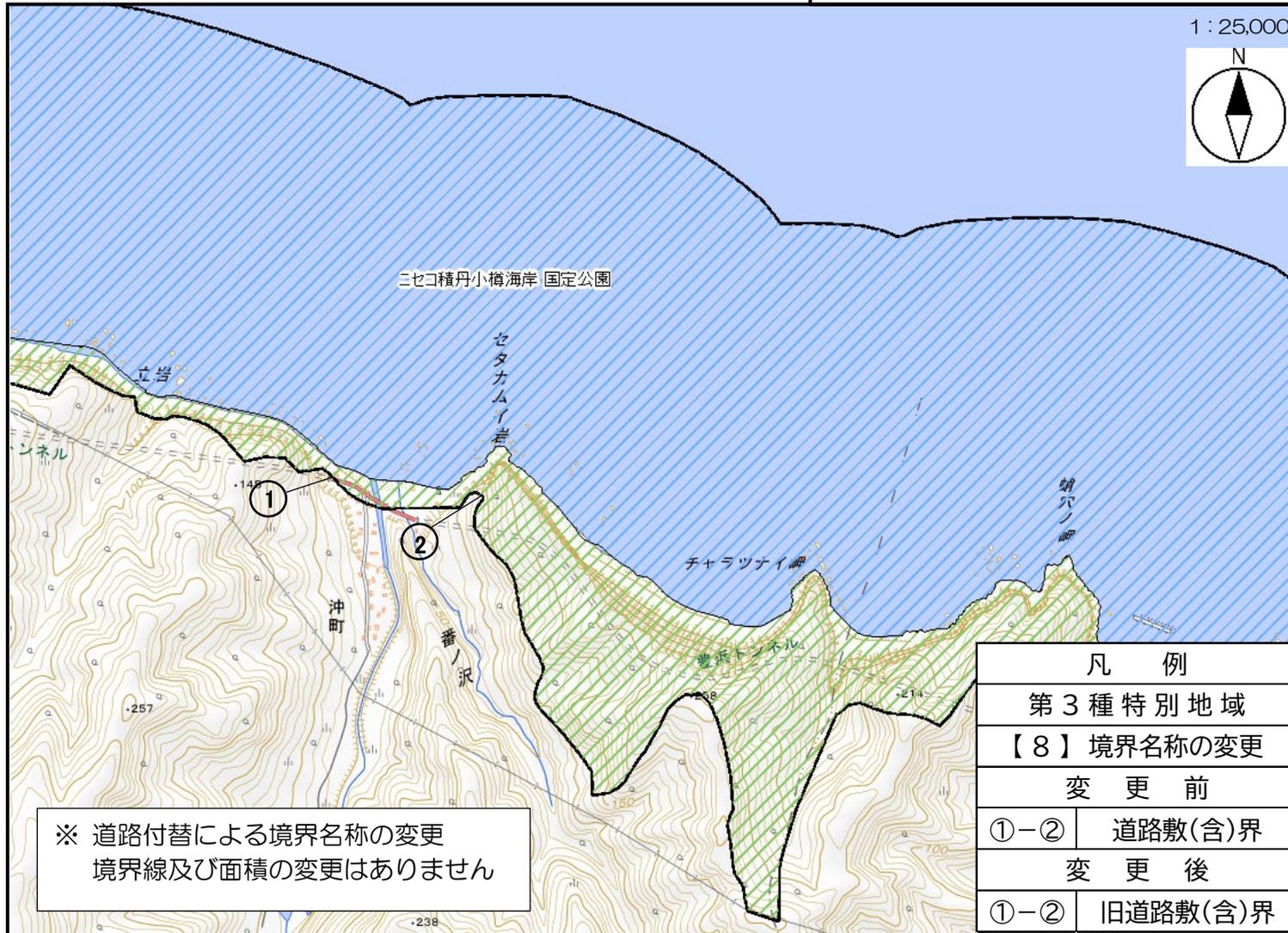


保護規制計画変更図⑥



保護規制計画変更図⑧

1 : 25,000



保護規制計画変更図⑨



※ 道路付替による境界名称の変更
境界線及び面積の変更はありません

凡 例	
第3種特別地域	
【9】境界名称の変更	
変 更 前	
①-②	道路敷(含)界
③-④	道路敷(含)界
変 更 後	
①-②	旧道路敷(含)界
③-④	旧道路敷(含)界

イ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表5：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率 %)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域公園 地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)		
		特別保護地区			第1種			第2種			第3種												
地種区分		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私				
合計	土地所有面積	132	166	0	1,665	2,178	42	1,410	616	97	6,359	4,501	1,080	0	10	823	9,566	7,471	2,042				
	地種区分別面積(比率)				3,885 (20.3)			2,123 (11.1)			11,940 (62.6)												
	地域地区別面積(比率)	298 (1.6)												17,948 (94.1)									
	地域別面積(比率)												18,246 (95.6)			833 (4.4)			19,079 (100.0)			6箇所 43.6	

※ 端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

(表6：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：面積 ha)

地域地区 市町村名		現行										変更後										増減	
		特別地域					普通 地 域	合計 (陸域) (A)	海城 公園 地区	普 通 地 域 (海 域)	合計 (海 域) (A')	特別地域					普通 地 域	合計 (陸域) (B)	海城 公園 地区	普 通 地 域 (海 域)	合計 (海 域) (B')	陸域 (B-A)	海城 (B'-A')
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計						特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計							
北 海 道	小樽市	0	53	275	141	469	0	469	14.7		14.7	0	53	275	141	469	0	469	14.7		14.7		
	磯谷郡	蘭越町	166	1,785	612	4,337	6,900	546	7,446			166	1,785	612	4,337	6,900	546	7,446					
	虻田郡	ニセコ町	0	394	0	621	1,015	265	1,280			0	394	0	621	1,015	265	1,280					
		倶知安町	85	515	0	1,076	1,676	0	1,676			85	515	0	1,146	1,746	0	1,746				70	
	岩内郡	岩内町	0	440	677	2,027	3,144	0	3,144			0	440	677	2,027	3,144	0	3,144					
		共和町	47	558	108	722	1,435	0	1,435			47	558	108	722	1,435	0	1,435					
	古宇郡	泊村	0	0	0	53	53	0	53			0	0	0	53	53	0	53					
		神恵内村	0	0	240	1,551	1,791	10	1,801			0	0	240	1,551	1,791	10	1,801					
	積丹町	積丹町	0	140	211	953	1,304	12	1,316	28.9	28.9	0	140	211	953	1,304	12	1,316	28.9		28.9		
	古平町	古平町	0	0	0	154	154	0	154			0	0	0	154	154	0	154					
余市郡	余市町	0	0	0	235	235	0	235			0	0	0	235	235	0	235						
合計		298	3,885	2,123	11,870	18,176	833	19,009	43.6	0	43.6	298	3,885	2,123	11,940	18,246	833	19,079	43.6	0	43.6	70	0

※ 端数処理のため、合計値が一致しない場合がある。

3 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

(ア) 単独施設

次の単独施設を削除する。

(表7：単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
1	宿舎	北海道虻田郡倶知安町（比羅夫）	昭和 55 年 3 月 14 日	公園区域の削除に伴い廃止するもの。
2	駐車場	北海道虻田郡倶知安町（比羅夫）	昭和 55 年 3 月 14 日	公園区域の削除に伴い廃止するもの。
3	運動場	北海道虻田郡倶知安町（比羅夫）	昭和 55 年 3 月 14 日	公園区域の削除に伴い廃止するもの。

(イ) 道路

a 車道

次の車道を削除する。

(表8：道路（車道）削除表)

番号	路線名	区間	告示年月日	理由
1 2	比羅夫 連絡線	起点-北海道虻田郡倶知安町（山田・国定公園境界） 終点-北海道虻田郡倶知安町（比羅夫駐車場）	昭和 55 年 3 月 14 日	公園区域の削除に伴い廃止するもの。

利用施設計画変更図

